平成２４年（フ）第９０７号
千葉市若葉区千城台東２丁目12番62号
債務者　植木　勝彦
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
山梨県富士吉田市上吉田3431番地の３
債務者　小俣みどり
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
長野市丹波島３丁目785番地10、前住所東京都杉並区西荻北３丁目２番11号　ハイツそれいゆ２－Ｃ
債務者　青沼　　静
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
長野市篠ノ井会36番地４　ＡＩハイツ203
債務者　一場　秀子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
長野県千曲市大字上山田408番地　小山アパートＣ号室、前住所長野県千曲市大字新山404番地１
債務者　新井　忠雄
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０３号
長野県上田市中央６丁目17番14号
債務者　岩佐　富男
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０８号
長野県上田市常田３丁目２番60号、前住所長野県上田市上田1140番地10　柳沢アパート６号
債務者　山越　知子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市花田町小川917番地１スカイハイツ101号
債務者　藤田　恭久
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１２号
広島市南区仁保２丁目７番３―302号
債務者　岩崎　正昭
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９９号
広島市安佐南区川内２丁目23番９―202号
債務者　安達　和平
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１１号
広島県竹原市西野町1341番地、申立時の住所広島市安佐南区緑井７丁目15番40－６－202号
債務者　梅本　貴弥
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５２号
広島市東区光町２丁目３番７―1501号
債務者　山内　義尚
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
山口県下関市安岡町１丁目３番５号　ピノカーサ102号、前住所山口県下関市大字吉見下1720番地
債務者　松永　信明
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
愛媛県西条市玉津591番地１　玉津３区322号
債務者　安藤　陽一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目６番５号、前住所愛媛県新居浜市垣生６丁目２番34号、住民票上の前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番143号
債務者　伊藤　　明
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３０号
高知県須崎市多ノ郷甲1625番地４
債務者　川上　稔明
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２１０号
福岡県久留米市大石町127番地２　ストーンヒルズＣ棟201号
債務者　中山　神子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部